平成２４年（再ロ）第１号

愛知県稲沢市井之口北畑町46番地
再生債務者　川口　君子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年11月15日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年12月14日まで
平成24年11月16日
名古屋地方裁判所一宮支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再）第２号

滋賀県草津市西矢倉３丁目６番10―11号
再生債務者　大槻　忍
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年11月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年11月14日
大津地方裁判所民事部再生係

平成２４年（再ロ）第４６号

大阪府守口市藤田町１丁目15番12号
再生債務者　川上　修二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年11月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年11月14日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再ロ）第１３号

名古屋市守山区椿岬平２丁目1106番地　エクセレントN棟201号
再生債務者　兼田　暁
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年11月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年11月14日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（再ロ）第９号

埼玉県川口市大字安行領根岸391番地の９
ハイツ野本201号
再生債務者　岩井　義雄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年11月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年11月15日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２４年（再ロ）第１号

神奈川県秦野市曽屋1297番地
再生債務者　米山　博光
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年11月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年11月15日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２４年（再ロ）第９号

札幌市中央区南４条西18丁目１番７―602号
再生債務者　三浦　春雄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年11月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年11月16日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再ロ）第２号

千葉県木更津市畑沢３丁目１番17号
再生債務者　恒川　基司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年11月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年11月16日
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（再ロ）第１０号

大阪府南河内郡太子町大字春日151番地の13
再生債務者　安田　和豊
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年11月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年11月15日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

会社その他の公告

合併公告

左記会社は、甲の合同会社くの組織変更の効力発生を条件として、合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することとしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、甲、乙及び丙は計算書類の公告義務はありません。
平成二十四年十一月二十七日
東京都渋谷区渋谷二丁目一一番八号大菅ビルディング
（甲）有限会社コンデナスト・パブリケーションズ・ジャパン
取締役　北田　淳
東京都渋谷区渋谷二丁目一一番八号大菅ビルディング
（乙）有限会社コンデナスト・ジャパン
取締役　北田　淳
東京都渋谷区渋谷二丁目一一番八号大菅ビルディング
（丙）有限会社コンデネット・ジェーピー
取締役　北田　淳

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十五年一月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年十一月十五日
掲載頁　五十四頁（号外第二四八号）
平成二十四年十一月二十七日
東京都荒川区東日暮里六丁目四一番八号
（甲）東京リスマチック株式会社
代表取締役　鈴木　隆一
東京都千代田区神田神保町三丁目七番四号
（乙）羽陽美術印刷株式会社
代表取締役　志賀　恒治

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、乙は確定した最終事業年度はありません。
平成二十四年十一月二十七日
東京都港区六本木三丁目三番二七号
（甲）エクスフューズジャパン合同会社
代表社員
eXfuze-japan, LLC
職務執行者　ロバート・ケリー
東京都港区南青山二丁目一一番一三号南青山ビル四F
（乙）エクスフューズジャパン株式会社
代表取締役　ロバート・ケリー

合併公告

株主及び債権者各位
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十五年一月一日であり、両社の臨時株主総会の承認決議は甲が平成二十四年十二月十三日、乙は平成二十四年十二月十二日を予定しております。
記
一、この合併に反対で、株主買取請求権を行使される株主は、効力発生日の二十日前の日から効力発生日の前日までに、書面によりその旨および株式買取請求に係る株式の数をお申し出ください。
二、この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にその旨をお申し出ください。
三、甲および乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　新潟日報
掲載の日付　平成二十四年六月二十一日
掲載頁　二十七頁
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年六月十九日
掲載頁　一二六頁（号外第一三三号）
平成二十四年十一月二十七日
新潟県長岡市東坂之上町二丁目１番地１
三井生命長岡ビル
（甲）丸福証券株式会社
代表取締役会長兼社長　武宮健二郎
新潟市中央区上大川前通六番町一一七八番地一　ストークビル柾谷小路
（乙）新和証券株式会社
代表取締役社長　倉田　成英